

福知山市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和2年10月23日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 足 立 伸 一

## 監査結果報告

### 1 監査の種類

定期監査

### 2 監査の対象年度

令和元年度

### 3 監査の実施期間

令和2年6月2日から令和2年6月10日まで

### 4 監査対象課等

上下水道部 経営総務課、水道課、下水道課

市民病院事務部 総務課、医事課

大江分院 管理課

### 5 監査の方法

監査対象課等から提出された監査資料、関係書類帳簿等を抽出して審査し、関係職員の説明を聴取して実施した。

### 6 監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認めたが、一部適正を欠くものが見受けられたので、下記事項について、措置を求めるべきものと決定した。

なお、指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知されたい。

上下水道部 経営総務課（監査日 6月2日から3日）

1 契約について

水道料金等の公金について、その徴収事務を私人に委託しているが、告示がなされていなかった。

また、委託先からの払込金の取扱いに適正を欠くものがあった。

市民病院事務部 総務課、大江分院 管理課（監査日 6月8日から10日）

1 契約について

随意契約等において市としての統一的な契約事務の執行となっていない。できるだけ速やかに事務調整をされたい。

市民病院事務部 総務課（監査日 6月8日から9日）

1 契約について

設備修繕等の契約において、財務規則に基づく適切な契約手続がなされていないものが複数あった。適切な契約事務に努められたい。